

## 令和8年度大滝大川県立自然公園施設維持管理業務仕様書（まんのう町）

（適用）

- 1 この仕様書は、大滝大川県立自然公園施設（以下施設という。）の維持管理に係る委託業務に適用する。

（業務の内容）

- 2 本業務は、施設の安全・快適な利用を図るため次の内容により実施するものである。

（1）業務の名称 令和8年度大滝大川県立自然公園施設維持管理業務（まんのう町）

（2）業務の場所 仲多度郡まんのう町

（大滝大川県立自然公園内の小鉢滝園地、竜王奈良の木線遊歩道、竜王峠寒風越線遊歩道、三頭越線遊歩道、久保谷奈良の木線遊歩道及び大川山第2展望所）

（3）業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）業務の内容

①園地・園路の除草	1,220 m <sup>2</sup>	年2回
②遊歩道の除草	2,770 m <sup>2</sup>	年2回
③園地・園路の清掃	1,430 m <sup>2</sup>	年6回
④遊歩道パトロール	14,180m	年2回

（5）業務の範囲 別添図面のとおり

（園地・園路、遊歩道の除草）

- 3 除草は、次の内容により実施する。

（1）上記2の（4）に記載の回数を、草の繁茂状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。

（2）園路、遊歩道の除草にあつては、歩道部分及び路側両側各50cm程度の除草を行うこと。

（園地・園路の清掃）

- 4 清掃は、園地・園路及びこれらに付帯する休憩所・展望台等において、次の内容により実施する。

（1）清掃は、ゴミ・空缶等を収集し適正に処分することに加え、ベンチ・指導標・案内板・解説板その他施設を清掃し、美観の保持に努めること。

（2）上記2（4）に記載の回数を、ゴミ・空缶等の状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。

（3）清掃実施中に事故・災害等施設の安全利用に支障がある事象及び施設の破損を発見した場合は、速やかに委託者に通報すること。

（4）清掃に際しては剪定鋸・剪定鋏等を携帯し、施設利用の支障になる雑草木・倒木等の除去に努めること。

(遊歩道のパトロール)

- 5 パトロールは利用者の安全・快適な通行を図ることを目的として、次により実施する。
- (1) 上記2の(4)に記載の回数について、遊歩道のパトロールを行うこと。
  - (2) 事故・災害等安全通行に支障があると判断した場合及び標識等の破損を発見した場合は、速やかに委託者に通報すること。
  - (3) パトロールに際しては剪定鋸・剪定鋏等を携帯し、通行の支障になる雑草木・倒木等の除去に努めること。

(業務計画)

- 6 業務を実施するにあたり、あらかじめ実施時期等を記した「委託業務計画書」を作成し、提出すること。

(業務報告)

- 7 年間の業務完了後、遅滞無く「業務実績報告書」に実施回数等を記載し、作業実施状況一覧及び作業写真を添付して報告すること。また、詳細な作業内容については、作業日報等を作成し、受託者において保存すること。

(検査(確認を含む)及び立会等)

- 8 委託者は、「業務実績報告書」の提出があったときは、速やかに業務履行確認を行うものとする。また、委託者は、業務実施状況について適宜現場確認・立会できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(その他)

- 9 事故・災害等を発見したとき、または通報があったときは、速やかに委託者に報告すること。
- 10 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し問題解決に努めるものとする。